

# 桶川市指定管理者制度検討委員会設置要綱

(平成16年7月1日市長決裁)

## (設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正による指定管理者制度の導入に伴う課題を調査研究し、市の施策に反映させるとともに事務を効率的及び円滑的に推進するため、桶川市指定管理者制度検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定管理者制度の調査研究に関すること。
- (2) 指定管理者制度の導入の方針の決定に関すること。
- (3) 指定管理者制度を導入する施設で募集方法の方針の決定に関すること。
- (4) 指定管理者制度の導入に関するスケジュールに関すること。
- (5) その他目的達成に必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は企画主管部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、各部副部長の職にある者を充てる。なお、副部長が欠員の部においては、部長が推薦した者を委員とする。

4 委員長は、委員のうちからその職務代理者を指名することができる。

## (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が不在若しくは欠員の時は、職務代理者がその職務を代理する。

## (関係者の意見聴取等)

第5条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴取、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第6条 委員会は、指定管理者制度導入について検討した結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画主管課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月6日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成24年6月4日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成24年10月16日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成26年12月19日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和3年5月24日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和8年3月18日市長決裁)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。